

# 名古屋市農業委員会 令和4年第9回総会 議 事 録

- 開催日時 令和4年9月20日（火） 開始：午後2時00分、終了：午後2時33分
- 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 西12C会議室
- 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	16 人
定 足 数	9 人	出 席 数	10 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 農地利用最適化推進委員出欠  
別紙「委員出欠状況」のとおり
- 事務局職員出席者(課長级以上)  
事務局長、事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、  
中川農政課長、港農政課長
- その他の出席者（証人、参考人、職員等）  
事務局職員（係長級以下）6人
- 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

## 8 進行

### (1) 開会

### (2) 議案審議

- 第58号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について
- 第59号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第60号議案 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請について
- 第61号議案 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請について
- 第62号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について
- 第63号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第64号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 第65号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

### (3) 報告

- ①農地転用届出等処理報告について
- ②営農型太陽光発電設備の一時転用について

### (4) その他

### (5) 閉会

## 令和4年第9回総会 委員出欠状況

出席農業委員（10名）

1番	小  畠  盛  夫  委員		
3番	原  田  晴  充  委員	4番	近  藤  正  俊  委員
		6番	石  田  正  彦  委員
7番	川  本  美  幸  委員		
9番	布  目  巳  佐  子  委員	10番	二  村  利  久  委員
		12番	岩  田  公  雄  委員
13番	清  水  久  一  委員		
		16番	横  井  庸  一  郎  委員

出席農地利用最適化推進委員（6名）

		18番	山  口  儀  明  委員
19番	若  松  邦  義  委員	20番	木  村  幸  廣  委員
23番	安  井  正  敏  委員		
		26番	竹  川  孝  司  委員
		28番	安  井  秀  樹  委員

令和4年第9回総会（令和4年9月20日）

開会（午後2時00分）

農政課長	<p>本日は台風風の強い中、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>定刻となりましたので、ただいまより令和4年第9回総会を始めさせていただきます。</p> <p>それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。会長、よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>みなさん、こんにちは。台風で大変だったと思いますが、とりあえず本日も農業委員会の総会がありますので、がんばってやりましょう。</p> <p>ただいまより、令和4年第9回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、本日の議案といたしまして、第58号議案「農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について」から、第65号議案「相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について」までの8議案の審議を行います。また、報告事項を2件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。</p> <p>限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。</p> <p>それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は16人中10人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。</p>

また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 6 人のご出席でございます。

次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、小畷盛夫委員及び清水久一委員の両委員にお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まず始めに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第 58 号議案、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

議案の報告については、今回も新型コロナウイルス対策として、すべて地区課長より報告してもらうことといたします。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 4-5 について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

受付番号 4-5 につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、9 月 5 日に調査した結果並びに豊田市農業委員会に調査依頼しました結果を報告します。

本件は、譲渡人 2 名が譲受人に、農地を所有権移転するために許可申請されたものです。

申請地の港区新茶屋二丁目始め 2 筆は畑で、ミカン、イチジクが作付けされ、港区新茶屋三丁目始め 4 筆は畑でミカン、イ

チジクが作付けされ良好に管理されていきました。

なお、譲受人の市内の経営農地はミカン、柿が植え付けられていました。豊田市の経営農地は田として良好に肥培管理されていることを豊田市農業委員会に確認していただいております、権利取得後の農地についても適正に利用すると認められます。

以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思えますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）      ありがとうございます。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。

それでは、第 58 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員                異議なし。

議長（会長）      ご異議なしと認め、第 58 号議案の案件は、許可することといたします。

次に、第 59 号議案、農地法第 4 条の規定による許可申請について審議を行います。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 4-2 について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長        受付番号 4-2 につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、9 月 2 日に調査した結果をご報告します。

申出者は、申請地について、青果物貯蔵庫を設置していたところを、この度事業拡大の為、移転し増設するに伴い、移転後

もそのまま、青果物貯蔵庫へ農産物を運び込むための駐車スペース及び通路として利用するにあたり、追認申請に至ったものです。

申請地の港区川園三丁目の1筆は、3種農地の畑で転用許可するに問題ないと判断できる農地です。茶屋新田土地改良区の意見書もあることから、当該事業には問題がないものと考えられます。

また、必要最小限の面積であり、農業用施設等として転用するため、分筆はせず、地目変更もしないとのことを、事務局が聞き取り、確認しております。

周囲の状況は、北及び東側は畑、南側は宅地、西側は道路で、被害防除には配慮するとのことです。

以上、調査の結果、許可をするについて、やむをえないものと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第59号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第59号議案の案件は許可することといたします。

次に、第60号議案、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。

受付番号 4-2 について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

受付番号 4-2 につきまして、担当委員さん及び事務局職員と  
で、9月2日に調査した結果を報告します。

転用の内容は事業拡大に伴い、譲受人が、父親である譲渡人  
から譲り受け、59号議案の場所から青果物貯蔵施設及び農業  
用の作業場を移転・設置するものです。

申請に係る農地、港区川園二丁目の1筆は、農地区分が3種  
農地の畑で、転用許可するに問題ないと判断できる農地です。

申請地の現況は耕作準備中でした。その周囲の状況は、北側  
は道路、南及び東側は宅地、西側は畑となっています。

また、譲受人は、資金調達に必要な資力・信用がある事や、  
住宅都市局開発審査係にて開発相談の事前審査を受けており、  
茶屋新田土地改良区の意見書もあることから、当該転用事業が  
確実に遂行されるものと考えられます。また、周辺農地への被  
害防除には配慮するとのことでした。

以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いま  
すので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、  
何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第60号議案の案件について  
は、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第60号議案の案件は許可することとい  
たします。

次に、第 61 号議案、農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請について審議を行います。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 4-3 について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

受付番号 4-3 につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、9 月 2 日に調査した結果を報告します。

転用の内容は駐車場用地を確保するものです。賃借人は、重機回送業を営んでおり、事業拡大とともに、隣接する既存駐車スペースでは手狭になったため、当該地を利用し駐車スペースを確保するため申請に及んだものです。

申請に係る農地、港区西福田二丁目の 1 筆は、農地区分が 3 種農地の田ですが、現況地目は雑種地で、現在駐車場として利用されています。そのため、始末書を提出してもらい、現地調査の前に、賃貸人本人との面談を行いました。当該農地は、無許可で駐車場に転用してしまい、賃借人に貸していたものを相続したもので、今後は、農地法を順守することを確認しました。

申請地の周囲の状況は、南側は水路、西側は道路、北・東側は宅地であり、周辺農地への被害防除には配慮するとのことです。

また、海東土地改良区の意見書があること、住宅都市局にも相談し、開発許可に該当しない旨を得ていることから、当該転用事業は土地改良事業に支障がないものと考えられます。

以上、調査の結果、追認で許可をするについて、やむをえないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、

何かご意見はございますか。

特にはないようです。それでは、第 61 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 61 号議案の案件は許可することといたします。

次に、第 62 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-7 及び 1-8 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農政課長

受付番号 1-7 及び 1-8 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、9 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-7 願い出の農地の、名東区高針原二丁目の 1 筆は、柿が栽培され、お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。

受付番号 1-8 願い出の農地の、天白区植田山三丁目の 3 筆は、一体で、柿が栽培され、また、スイカなどの栽培も確認でき、体の故障により農業ができなくなるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。

以上 2 件につきまして、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 2-5 から 2-7 について、西部・守山農政課長、お願いいたします。

西部・守山  
農政課長

受付番号 2-5 から 2-7 の農地について、9月2日に担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。

受付番号 2-5 は田と畑で、田は、レンコン、畑は、ネギ、ゴボウ、サツマイモが作付けされていました。

申請者の母がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として良好に農地を管理されていたことを確認いたしました。

受付番号 2-6 は 2 筆とも畑で、イチジクが作付けされていました。

申請者の夫がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として良好に農地を管理されていたことを確認いたしました。

受付番号 2-7 は田と畑で、田は、休耕中、畑は、耕作準備中でした。

申請者ご自身が体調を崩されるまでは、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。

何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 3-5 及び 3-6 について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課  
長

受付番号 3-5 及び 3-6 の農地につきまして、9月6日に担当の委員さんと事務局職員とで現地調査をしましたので、結果をご報告いたします。

受付番号 3-5 は、願出者が「脳梗塞」の後遺症により農作業が不可能になったことを受け、主たる従事者の証明願が出され

たものです。

願い出のありました 8 筆の農地はすべて千音寺区画整理事業中で、それぞれ仮換地されておりますが、使用収益が開始されていないため、現在、作止め中の状態です。

続きまして、受付番号 3-6 は、願出者の母親が昨年 6 月にお亡くなりになったことを受け、主たる従事者の証明願いが出されたものです。

願い出のありました 4 筆はすべて田で、水稻が作付けされ、良好に管理されておりました。

このことから、お亡くなりになるまで、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認しました。

以上、証明することにつき何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 62 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 62 号議案の案件は証明することといたします。

次に、第 63 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。

受付番号 1-18 から 1-21 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農政課長

受付番号 1-18 から 1-21 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、9月2日と5日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-18、天白区島田黒石の1筆には、梅や柿、サトイモが栽培されていました。

受付番号 1-19、名東区高針荒田の2筆には、柿が栽培されていました。

受付番号 1-20、天白区笹原町の1筆には、ミカンが栽培されていました。天白町大字野並字稲田の5筆は一団の農地で、中央に農道を配し、その北側と南側で耕作されています。北側にはミカンや甘薯、ニンジンなどが栽培され、南側には梅が栽培されているほか、耕作準備中でした。保呂町の2筆には、一体で、ミカンや柿が栽培されていました。

受付番号 1-21、天白区植田二丁目の1筆には、甘薯などが、植田東二丁目の1筆には、梅や柿が、栽培されていました。

いずれも、畑や果樹畑として良好に管理されており、引き続き農業経営されていることを確認しました。

何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 2-12 から 2-15 について、西部・守山農政課長、お願いいたします。

西部・守山農政課長

受付番号 2-12 から 2-15 について、9月2日と5日にそれぞれ担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告しま

す。

受付番号 2-12 は畑で、イチジク、サツマイモ、柿が作付けされてきました。

受付番号 2-13 は 2 筆とも田で、水稻が作付けされてきました。

受付番号 2-14 は田と畑で、田は水稻が作付けされており、畑は、サトイモ、とうがん等が作付けされてきました。

受付番号 2-15 は 2 筆とも田で、水稻が作付けされてきました。

いずれの農地も願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 3-9 について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課長

受付番号 3-9 の農地につきまして、9 月 5 日に担当の委員さんと事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。

願出のありました、中川区荒子一丁目の 1 筆の畑には、サツマイモが作付けされており良好に管理されてきました。

以上、証明することにつき、何ら問題は無いと思いますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 4-11 及び 4-12 について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

受付番号 4-11 と 4-12 の農地につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、9月2日と5日に調査した結果を報告します。

受付番号 4-12 の 5 筆の内 3 筆の申請地につきましては、田として水稻が作付けされ、受付番号 4-11 の 6 筆及び 4-12 の 5 筆の内 2 筆の申請地につきましては、畑として、良好に管理されておりました。

以上のことから、引き続き農業経営されていることを確認しました。

調査の結果、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 63 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 63 号議案の案件は証明することといたします。

次に、第 64 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-7 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農  
政課長

受付番号 1-7 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、9月2日に、現地調査した結果を報告します。

願い出のありました、天白区元八事三丁目始め4筆は、本年亡くなられた被相続人の所有で、相続人である孫が、引き続き農業経営を続けられると申し出られました。

申請地の元八事三丁目の1筆には、ナス、キュウリ、スイカなどが、元八事四丁目の3筆には、一体で、柿やミカンなどの果樹や、サトイモなどの野菜が栽培され、良好に管理されていました。

相続人は現住所が京都ではありますが、名古屋の元八事には、被相続人の子で、相続人の母親が居住しており、長年農作業に従事されています。この母親の指導と協力のもと、相続人自ら耕作し、農作業に従事していることを確認しました。

農作業にあたり、京都から車で名古屋に通っているとのことですが、いずれ住所を元八事に移す計画もあるとのことでした。また、現在、宇治農業学校で有機栽培など農業の勉強を行っているとのことでした。

このように、現在、本人は、遠方に居住し通作していますが、いずれ名古屋に戻る計画もあり、また、農業の勉強も熱心です。さらに、母親からの指導と協力も得られることから、今後も農地の管理を続けることは可能であると見込まれます。

以上のことから、相続税の納税猶予の適格者とするに、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 2-1 及び 2-2 について、西部・守山農政課長、お願いいたします。

西部・守山  
農政課長

受付番号 2-1 と 2-2 の農地について、9 月 2 日と 5 日に、それぞれ担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。

受付番号 2-1 は畑で、ネギ、サトイモ、青じそ等が作付けされており、良好に管理されています。

この農地の被相続人が亡くなられ、相続人である妻が、引き続き農業経営を行うとのことです。

相続人は以前から被相続人と農業に従事されており、今後も農地の維持管理を続けることは可能であると見込まれます。

受付番号 2-2 の 4 筆はすべて畑で、トウモロコシ、ナス、ネギ等が作付けされており、良好に管理されています。

この農地の被相続人が亡くなられ、相続人である子が引き続き農業経営を行うとのことです。

相続人は以前から被相続人と農業に従事されており、今後も農地の維持管理を続けることは可能であると見込まれます。

何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 64 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 64 号議案の案件は証明することとい

たします。

次に、第 65 号議案、相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について審議を行います。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 3-1 について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課  
長

受付番号 3-1 の農地につきまして、9 月 6 日に担当の委員さんと事務局職員とで現地を確認しましたので、結果をご報告いたします。

本件は、所有者が納税猶予の適用を受けている農地を、自らの農地として管理していることについて、中川税務署から確認を求められているものです。

照会のありました、中川区水里一丁目始め 6 筆は、すべて田で、水稻が作付けされ、良好に管理されており、所有者が相続して以来、自らの農地として管理されてきたことを確認しました。

以上、調査の結果、問題はないと思われしますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 65 号議案の案件については、承認してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 65 号議案の案件は承認することといたします。

本日予定しました議案は、以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告(1)「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。

農政課長

それでは、令和4年8月2日から令和4年8月31日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。

まず、1ページから4ページにかけて、農地法第3条の3の規定による届出が9件

続いて、5ページから13ページにかけて、農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出が26件

続いて、14ページから42ページにかけて、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが81件

続いて、43ページから49ページにかけて、同じく、農地法第5条転用届出のうち賃借権設定に係るものが16件

続いて、50ページから54ページにかけて、同じく、農地法第5条転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが13件

続いて、55ページから56ページにかけて、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知が5件

続いて、57ページですが、現況証明願についてが1件

続いて、58ページですが、転用届出に係る訂正願が1件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長（会長）

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。

続きまして、報告（2）「営農型太陽光発電設備の一時転用」について、中川農政課長から報告をいただきます。中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課長

報告（2）の資料をご覧ください。

本件は、当初平成27年7月の農地部会、直近では昨年3月の総会において、農地法第4条の規定による3年間の農地の一時転用として許可をした、中川区富永四丁目の太陽光発電設備に関しまして、半年ごとの「営農型発電設備の下部の農地における農産物の生産に係る状況」を報告するものです。

前回報告をしました、今年3月の総会から現在に至る半年間の農作物の生産状況についてご報告します。

6ページの「意見書」をご覧ください。

「表1」に記載のとおり、本農地ではブロッコリー、サトイモ、ミカンを栽培しております。

まず、ブロッコリーについては夏と冬の二期作を行っており、現状夏の収穫を終えたところですが、目立った病気や害獣被害もなく、収穫高28.6キログラム、地域の年間平均単収に対する割合48.8パーセントと、順調に栽培できております。

次に、サトイモについては現在目立った病気や害獣被害もなく、順調に生育中であり、今後は適切な土寄せや追肥を行い、10月以降の収穫に向けて適切に管理していく、とのことでした。

最後、ミカンについては、6月に夏みかんを59キログラム、地域の年間平均単収に対する割合53.4パーセント収穫したほか、温州ミカンについても順調に生育中で、冬の収穫に向けて適切に管理していくとのことでした。

以上、いずれの作物についても、耕作地が営農型発電設備の下部に位置することによる直接的な減収の影響は認められないと思われまふ。以上で報告を終わります。

議長（会長）

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

報告については、以上でございますが、その他、何かありませんでしょうか。

特にないようです。

それでは、以上をもちまして、令和4年第9回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

閉会（午後2時33分）